

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇄抽象

第2回

を变幻自在に操って

サクッと解答

～総論②～



リーダーズ総合研究所

1

前回のおさらい

1

2

1

本企画の趣旨・目的①

受験勉強における基本知識の操縦法を2つの視点から把握し、具体⇔抽象を必要とする意義を理解する

①（使える化）具体⇒抽象

総論①

（市販の）テキストや問題集は数多く存在するが、資格試験においてそれらの教材を使ってどのように基本知識（＝使える知識）を習得すべきかについて理解する

⇒ 最初に使える知識の作られ方（＝受験指導校のノウハウ）を把握した上で、試験合格に必要なとなる基本知識を記憶

②（解ける化）抽象⇒具体

総論②

試験問題を解くに際し、記憶した基本知識をどのように操って問題（特に具体的事例問題）を解くべきかについて理解する

⇒ 問題文中の（隠された）テーマ・論点を検索し、当該テーマ等に関連する知識を脳内から正確かつ迅速に引き出して解答

2

3

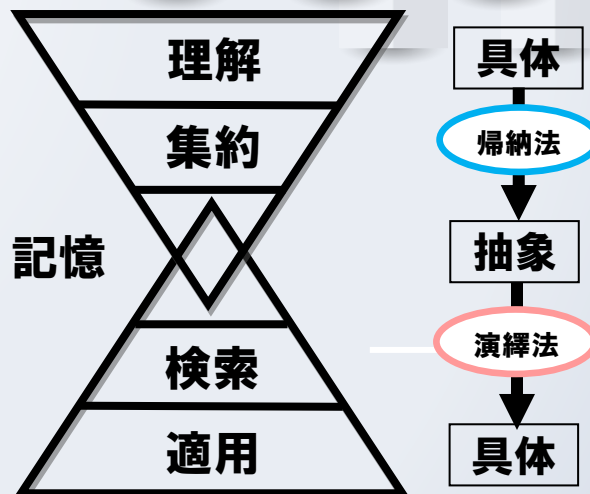
本企画の趣旨・目的②

総論①
で扱う

使える化

解ける化

総論②
で扱う



3

4

👉 前回の課題①

(まとめ図表の意義)

- ①試験に出題される可能性の高い重要な知識が一つまとまっており、体系的に記憶するツールとして最適
⇒ 過去問未出題の「穴（周辺知識）」を埋めるにも最適
- ②受験生が図表をまとめるのは相当の時間を要するが、その作業を（市販の）テキスト作成者が行い、提供
⇒ まとめに要する時間を省き、記憶に集中できる環境

(留意点)

- 図表さえ記憶したら、問題を全て解けるか？
⇒ 記憶する前提として、短くまとめられたフレーズ（抽象）から具体的事例を想起する能力が必要（使える化、抽象⇒具体）

4

5

👉 前回の課題③

<民法94条2項の第三者>

第三者にあたる者	第三者にあたらぬ者
①不動産の仮装譲受人からの譲受人（最判昭28.10.1）	①債権の仮装譲受人から取立てのために債権を譲り受けた者（大判大9.10.18）。
②不動産の仮装譲受人から抵当権の設定を受けた者（大判大4.12.17）	②土地の賃借人が借地上の建物を仮装譲渡した場合の土地賃借人（最判昭38.11.28）
③仮装債権の譲受人（大判昭13.12.17）	③土地の仮装譲受人からその土地上の建物を賃借した者（最判昭57.6.8）
④虚偽表示の目的物に対して差押えをした仮装譲受人の債権者（最判昭48.6.28）	④一番抵当権が仮装で放棄された場合の二番抵当権者（大判明33.5.7）
⑤仮装譲受人が破産した場合の破産管財人（大判昭8.12.19）	⑤一般債権者（大判大9.7.23）

どのような事案？

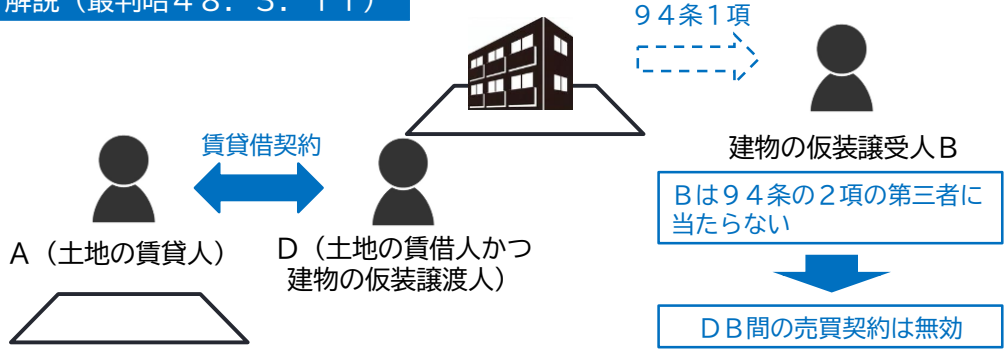
- 黄色マーカー：過去問既出題 ⇒ 基本知識（次スライド中、①）
- それ以外：過去問未出題 ⇒ 周辺知識（次スライド中、②）

5

6

👉 前回の課題④ (平成28年司法試験問題第36問肢才)

解説 (最判昭48.3.11)



本判例の内容を具体的事例を活用して十分理解した上で、要約されたキーワード(図表)を記憶!

⇒ 判例の内容を理解せず、まとめ表を丸暗記しないこと
(理解のない知識は抜けやすく、応用できない)

6

7

👉 前回の課題④ (他の問題に挑戦!)

04-14
司法書士試験
平成27年

Q Aから土地を賃借したBがその土地上に甲建物を建築し、その所有権の保存の登記がされた後に、甲建物についてBC間の仮装の売買契約に基づきBからCへの所有権の移転の登記がされた場合において、BC間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったAが賃借権の無断譲渡を理由としてAB間の土地賃貸借契約を解除する旨の意思表示をしたときは、Bは、Aに対し、BC間の売買契約は無効であり、賃借権の無断譲渡には当たらない旨を主張することができる。

☛ ○ (最判昭38.11.28)

04-15
司法試験
平成28年

Q A所有の甲土地に関して、Dは、建物所有を目的としてAから甲土地を賃借し、甲土地上に乙建物を建築してD名義で乙建物の所有権保存登記を有している。Dは、BからBの取引上の信用のために、乙建物の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、Bへの所有権移転登記を了した。この場合において、仮装譲渡であることを知らなかったAは、Bに対して、賃借権の譲渡を承諾し、地代の支払を求めることができる。

☛ × (最判昭38.11.28)

(解法ナビゲーション講座肢別ドリルより抜粋)

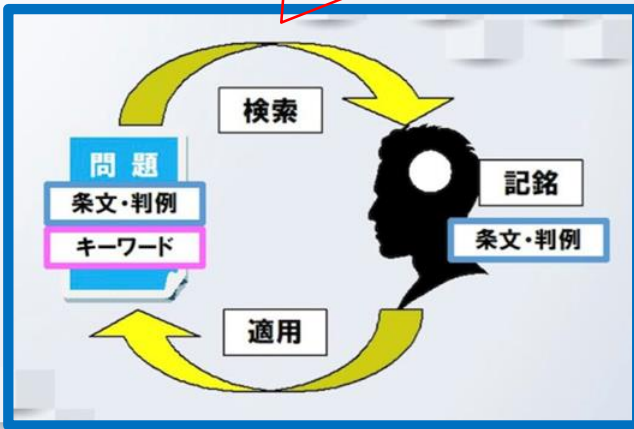
7

8



☞ 解ける化の適用場面 (変換不要型・変換型)

検索の際、
 ・変換不要型 : 抽象⇒抽象
 ・変換型 : 具体⇒抽象



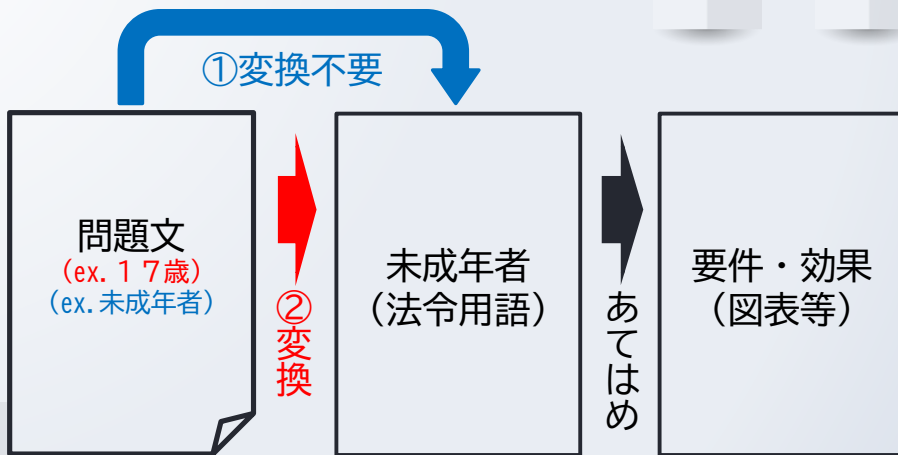
①変換不要型

記憶（記憶）した基本知識を当てはめて（検索）、そのまま適用
 c f. 行政法や商法・会社法（択一式問題）に多い

②変換型

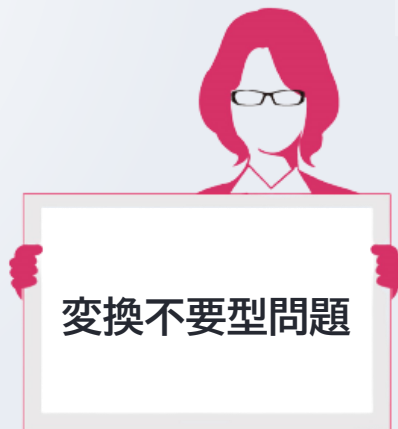
記憶（＝記憶）した基本知識に当てはめる際（検索）、問題文中の具体的情報は抽象的な法令用語に変換した上で検索
 c f. 民法（択一式問題）や記述式問題に多い

👉 解ける化のプロセス (合格者は①は当然、②も正解できる！)



10

11



11

12

①変換不要型問題 (平成18年度行政書士試験問題27)

表示されたテーマ

問 **制限行為能力者と取引をした相手方の保護**に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 2 制限行為能力者が**未成年者 (= 変換不要)**の場合、相手方は、未成年者本人に対して、1か月以上の期間を定めてその行為を追認するかどうかを催告することができ、その期間内に確答がなければその行為を追認したものとみなされる。



12

13

合格者の解答プロセス

①問題文の情報から必要な知識を想起 (「あの図表ね!」)
 問題文中の情報 (キーワード) から制限行為能力者と取引をした相手方の保護について、確答がない場合の効果に関する知識 (例えば下記図表) を想起する

—図表— 確答がない場合の効果

保護者及び能力者となった本人に対する催告	被保佐人及び被補助人に対する催告	未成年者及び成年被後見人に対する催告
1か月以上の期間を定め催告した場合に期間内に確答がない場合には、追認したものとみなされる (20条1項、2項)。	1か月以上の期間を定め催告した場合に期間内に確答がない場合には、取り消したものとみなされる (20条4項)。	これらの者は受領能力がないため (98条の2本文)、これらの者に対する催告は意味がない。



②結論

未成年者本人に対して、1か月以上の期間を定めてその行為を追認するかどうかを催告しても、未成年者には受領能力がないため、これらの者に対する催告は意味がない。 ⇒ ×

13

14

合格者の目線

I. 問題処理力（正確性・迅速性）

- 表示されたテーマから（法律構成を行い、）関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く

（仕事の場面）

過去の資料やマニュアル・手引き等に従って、与えられた仕事を正確かつ迅速にこなす能力に近い



（具体の対策）

①記憶の正確性

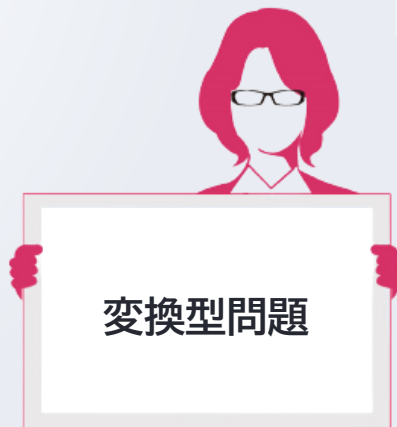
周辺知識も含めて繰り返し記憶していく（その際はフレームワーク思考を活用した記憶術が有効、思い出す訓練）

②処理速度

過去問題集や肢別本、答練、模擬試験を活用して制限時間内に問題を解く訓練を行う

14

15



15

16

②変換型問題（平成22年度旧司法試験・第1問【改題】）

問 現在90歳のAは、80歳を超えた辺りから病が急に進行して、判断能力が衰え始め、2年前からしばしば事理弁識能力を欠く状態になった。絵画の好きなAは、事理弁識能力を欠いている時に、画商Bの言うままに、Bの所有する甲絵画を500万円で売買する契約をBと締結し、直ちに履行がされた。

段階Ⅰ

Aは、Bに対してどのような請求をすることができるか。「Aは、」に続けて40字程度で記述しなさい。

段階Ⅱ



16

17

合格者の解答プロセス

① Aは成年被後見人（制限行為能力者）

本件売買契約において、Aを被後見人とする後見開始の審判はなされていないので制限行為能力者の要件を満足せず、Aは制限行為能力者であることを理由として本件売買契約を取り消すことはできない（民法7条～9条）



I

② Aは意思無能力者

Aが意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為（本件売買契約）は無効（民法3条の2）

他にも、詐欺や公序良俗違反の可能性



II

③結論

「Aは、」意思無能力を主張し、甲絵画をBに戻して500万円の返還を請求することができる。<39字>（民法121条の2）

17

18

合格者の目線①

I. 具体⇒抽象の変換力・テーマ検索力

- 問題文に登場する個々の具体的情報を瞬時に法令用語等（＝抽象）に変換しながら読める（問題を読む際に脳が思考停止しない）
- 問題文を読んで当たりを付けたテーマ候補から迅速かつ正確に本テーマを絞り込んで法律構成を行う

（仕事の場面）

新規業務に取り組む際、過去に経験した業務等を類推あるいは応用できる能力に近い。仕事早い人は指示を受けた時点で指示者と仕事の方向性を共有しながら完成系のイメージを作り上げている。

（具体の対策）

①法令用語への変換

条文（法令用語）は具体例を想起しながら読む（過去問や基本書に掲載の事例等の活用）

②テーマ検索

判例は判旨だけでなく具体の事件内容も含めて学習する（判例集の活用、テーマを隠して問題を読みテーマを想起）

18

19

合格者の目線②

II. 問題処理力（正確性・迅速性）

⇒ 変換不要型 I と同様の問題処理力が求められる

結局のところ・・・

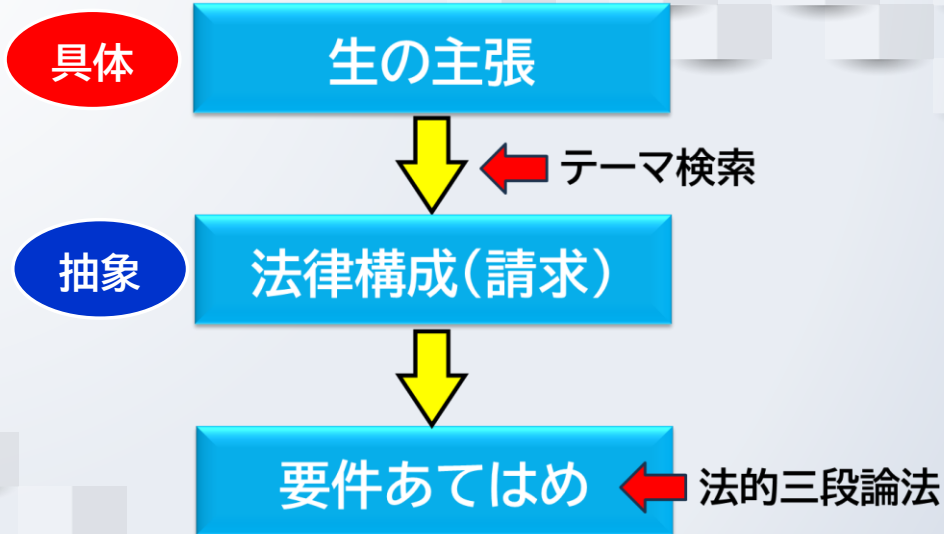
テキストの図表（抽象）は記憶用ツールとしては最適だが、そのまま丸暗記しても、民法（択一式問題）や最近の記述式問題のような具体的事案に対処することは困難

テキストの図表（抽象）を記憶する前提として、図表中の各情報について具体例を活用して理解しておくことが先決（具体例を活用して理解した内容を図表に整理した上で、当該図表を記憶するのが従来型の受験勉強のセオリーだったが、最近の（市販）テキストには既に整理された図表が掲載されている）

19

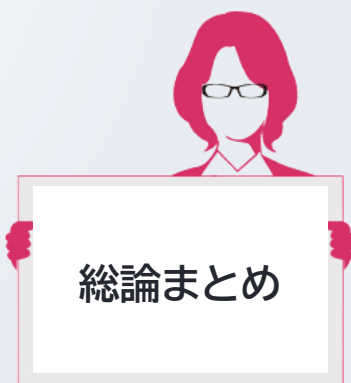
20

記述式解法プロセス (3段階モデル)



20

21



21

22

☞ 具体⇔抽象に変換することの意義

- 具体の状態では、個々の情報（形や内容）を個別に把握するのは容易であるが、個々の情報を集合体（全体）として捉えた場合の特徴や属性を検討するには不向き
- 一方、
- 抽象化された状態では、集合体の特徴や属性を理解するには優れているが、それらは概念的・観念的なものであって個々の情報に対処するには不向き

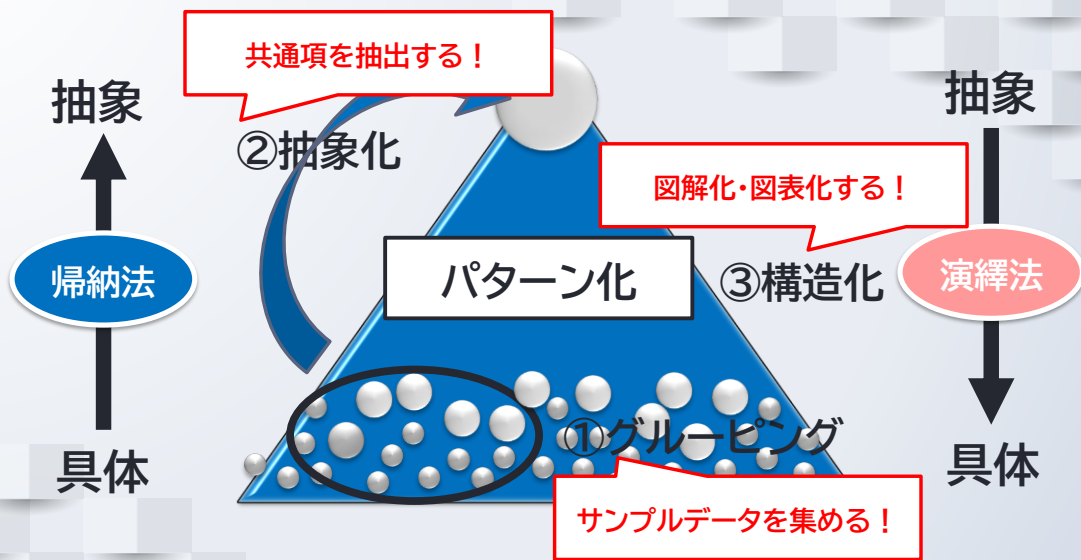
互いを補完

個々の情報を集合体として捉えて本質を把握し（**具体⇒抽象**）、当該本質を理解した上で個別具体的な事案に対処（**抽象⇒具体**）することで当該事案を解決に導くことができる（＝実務家（士業）にも求められる思考であるだけでなく、行政法を学が上で既に認識しているはず・・・）

22

23

☞ 具体⇔抽象まとめ（帰納法・演繹法）



23

24

👉 具体⇔抽象をもっと学ぶには・・・

リーダース式 解法ナビゲーション講座

待望の憲法と商法も実施!

約 3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、
出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、
キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会
解法ナビゲーション
講座の効果的活用法



講座仕様

回数・時間

全 28 回 (1 回 2 時間)

- ① 民法 10 回
- ② 憲法 4 回
- ③ 行政法 10 回
- ④ 商法 4 回

教材

- ① 解法ナビゲーション
肢別ドリル集
- ② 重要ポイントノート
- ③ 図解カード集



講座ガイダンス動画を配信中!

24

25

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇔抽象

を变幻自在に操って
サクッと解答

～総論②～

リーダース総合研究所

26